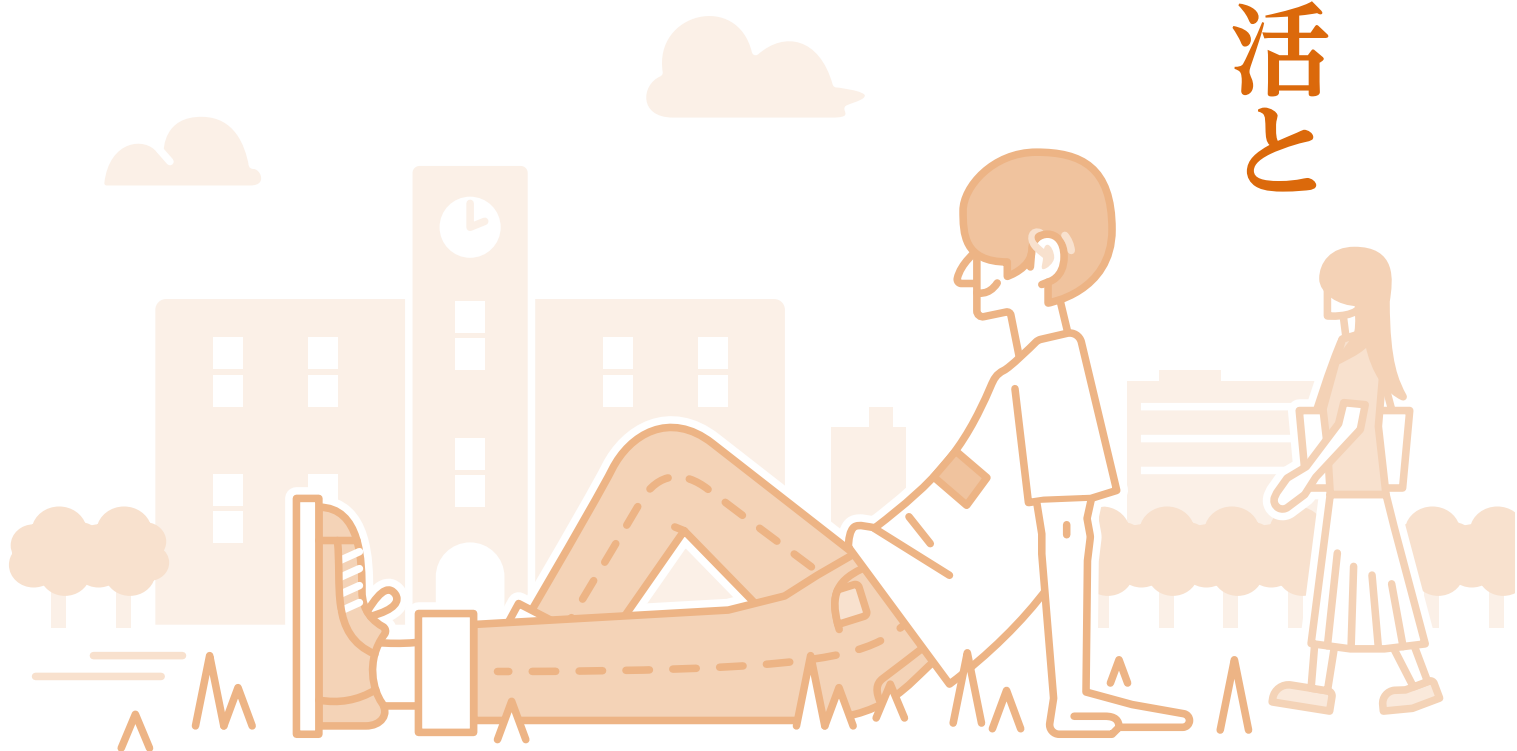


しようがい学生の大学生活と 支援の実際

日本における現在の障害者施策は、2011年改正の「障害者基本法」を踏まえて策定された「障害者基本計画（第4次）」に基づき、2018年度からの5年間を対象期間として進行しているところである。同計画においては、高等教育機関に対して2022年度までに100%あるいはおおむね100%の実施・対応が求められている事項があり、最終年度を控えたいま、それぞれに対応が進んでいる状況である。また、2021年5月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立し、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮が義務化されたことも記憶に新しい。

日本学生支援機構「令和2年度（2020年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修



学支援に関する実態調査結果報告書」(令和3年8月)によると、大学に在籍する障害学生3万1千689人のうち、約73%に相当する2万3千64人が私立大学に在籍していることがわかる。また、障害学生全体の障害種別に目を転じると、慢性疾患等による病弱・虚弱が最も多く(9千503人)、これに次いで、精神障害(9千90人)と発達障害(6千466人)となっており、この10数年における大学現場の実態を如実に表していると言えよう。

大学においては、入学者選抜段階からの支援・対応が求められているが、障害の種類や程度が異なる学生が入学した後、の支援策は多様を極めている。修学支援はもちろんのこと、学生・教職員に対する研修・啓発活動とともに、全学的な支援体制の構築、さらには、就職支援や災害時対応、学生のタイムテーブルに沿った支援や緊急対応など、大学生活における、多角的かつ具体的なサポートが求められている。2020年度以降は、この状況にコロナ禍が重なったこととなる。

小特集では、各大学における支援体制、具体的なサポートの状況について情報共有することにより、コロナ禍の対応も含め、障害学生の大学生活と支援の実際を改めて見つめなおす契機としたい。

CONTENTS

包括的学習者支援体制と障害学生支援

—多様性と包摂を目指す支援体制の構築—

ヒューバート 眞由美

立命館大学学生部

OIC学生オフィス障害学生支援室
学生支援コーディネーター

変えないために変えていく

山田 康裕

立教大学経済学部教授
しょうがい学生支援室長

コロナ禍における障害学生支援

村田 淳

京都大学
学生総合支援センター准教授

オンライン授業下の聴覚障がい学生支援

西出 稔行

早稲田大学
スチューデントダイバーシティセンター
障がい学生支援担当課長

包括的学習者支援体制と

障害学生支援

—多様性と包摂を目指す支援体制の構築—

ヒューバート 眞由美

立命館大学学生部OIC学生オフィス
障害学生支援室学生支援コーディネーター

はじめに

立命館大学における障害学生支援は、立命館の建学精神と教学理念を基盤とした学園全体のビジョンと共に変革を続けている。「包括的学習者支援体制の構築」は、2010年に掲げられた「学園ビジョンR2020」と2020年に新たに策定された「R2030チャレンジデザイン」の継続的政策の一つであり、本学の障害学生支援を含む学生支援は、この政策目標に向けて、組織編成と改革を行ってきた。本稿では、包括的学習者支援体制とそ

れに伴う学生支援の変遷を3つのフェーズで概説し、これを本学の障害学生支援の紹介としたい。

1 発達障害という多様性の包括

「包括的学習者支援体制の構築」に向けてのフェーズI

学園ビジョン	フェーズⅠ R2020 前半期 (2011~2015)	フェーズⅡ R2020 後半期 (2016~2020)	フェーズⅢ R2030 前半期 (2021~2025)
包括的学習者支援に関連する政策目標	「集団的な学びと学生の個を重視した支援体制の構築」 ・発達障害をはじめ特別支援ニーズを持つ学生を対象に新たな仕組みと体制を確立	「学びの立命館モデルの構築とその具現化」 ・主体的に学び力の形成 ・正課・課外・学生生活などのあらゆる学びを通じた成長の可視化	「ダイバーシティ&インクルージョンを実現する学園」 ・学習者の多様なニーズに応える学びの再構築 ・包括的学修・学生支援と連動するキャリア支援の拡充
支援組織の変遷	保健センター (総務・人事部：1975- 機構改革)	保健センター (学生部：2015-)	
	学生サポートルーム (学生部：1997-)		
	障害学生支援室 (身体障害) (教学部：2006-)	新) 障害学生支援室 (学生部：2016-)	
	特別ニーズ学生支援室 (精神発達障害とその可能性) (学生部：2011-2015)	Student Success Program (学生部：2017-)	
			ダイバーシティ&インクルージョン推進室 (総務部：2020-)

[図 1] 学園ビジョンと支援組織の変遷

は、2011年の特別ニーズ学生支援室(以下、SNS)の開設から幕開けする。SNSは、R2020の前半期目標に含まれる「集団的な学びと学生の個を重視した支援体制の構築」の具現化を目指し、特に、発達障害を含む多様なニーズを持つ学生への支援体制と支援手法の構築に取り組んだ。既に、保健センター(以下、MSC)、学生サポートルーム(以下、SSR)、そして、主に身体障害学生への授業支援を調整する障害学生支援室(以下、DRC)があり、SNSは新たな支援窓口として学生部に開設され、各キャンパスに1名専任職員コーディネーター(心理・教育、福祉等の専門性を有する)が配置され、専門教員アドバイザーを含む支援室会議(年6回)と副学長をトップとした全学委員会(年2回)で運営や支援方針に関して検討する体制が整備された。

SNSの改革で特筆すべき点は、従来の学生支援体制から、以下の3つの質的転換(パラダイムシフト)を図ったことである。①診断を前提とする従来の障害学生支援を、診断の有無を問わず、学生と周囲の「困り感」を起点とするアウトリーチ支援に転換。「困り感」や「気づき」を支援情報としてデータベース化し、適切なタイミングで適切な支援に繋げる見守り支援体制を構築。②学生の主体

的な支援要請という従来の支援窓口の「前提」を、「支援の目標」と捉え直す。「困り感」や「気づき」の言語化を促す対話から、目標設定、支援選択、試行錯誤、振り返りのPDCA(相談から支援活用へ)を促す自己理解と主体性を育成する支援手法の確立。③各専門の相談窓口があれば学生は来談できるという神話を翻し、多様な学生の多様なニーズを全人的(ホリスティック)にアセスメントする機能と学内外の多様な相談窓口を可視化し、個々の学生への支援の最適化を行う学生支援コーディネーターの役割を支援体制の中核とした。

SNSは、発達障害が持つ特性を鑑みた心理発達や認知学習理論等に依拠した専門性と個別性の高い支援の実践に取り組んだ。個を中心としたシームレスな支援を展開していくと、高大接続支援、初年次教育支援、学修支援(合理的配慮提供も含む)、就労支援等々、高等教育が抱える学生支援課題と重なることが明らかとなった。また、学内連携支援ネットワークキングにも積極的に取り組み、各学部・部署(キャリアセンター等)、附属校等との定例懇談や「発達障害学生の理解と支援のためのガイド」気付きから支援まで」等の冊子の配布、学部学修支援

施策との連携、FD・SD研修等を実施した。

SNSは、組織統合のために2015年度で閉室となったが、発達障害を多様性の一つと捉えた支援体制と支援手法の到達点は、多様な学生の多様な支援ニーズの存在を可視化し、支援課題を整理し、多くの効果的な支援プログラムを実践したとして一定評価された。一方、激増の一途を辿ったSNSの支援学生数は、氷山の一角として捉えられ、より多くの学生の多様なニーズに対応できる支援体制の構築が必要であるとし、次のフェーズの課題として継承されることとなった。

2 新たな障害学生支援室とSSPの設置

フェーズⅡは、2016年施行の「障害者差別解消法」、特に、「合理的配慮提供の義務化(私立大学は努力義務)」に対応すべく、教学部所管のDRCと学生部所管のSNSを組織統合させ、新たな障害学生支援室(以下、新DRC)を学生部に開設したことから始まった。この決定過程で、SNSの総括も含め、合理的配慮の考え方や自己理解と主体性を育む学修支援のあり方等が全学議論

され、本学の障害学生支援方針が策定された。SNSの包括的支援体制は継承されることが求められ、新DRCは、「障害者差別解消法」や行政の対応指針に基づいて本学が策定した「障害学生支援方針」に沿って運営する「障害学生支援機能」と、本学の「包括的学習者支援体制」を具体化する「コーディネーター支援機能」の二層体制で運営されることとなった。また、元DRCの支援コーディネーター(2名)は、身体障害部門を担当し「障害学生支援機能」を担い、SNS支援コーディネーターは、精神発達障害部門を担当し(5名に増員)、「障害学生支援機能」と「コーディネーター支援機能」を兼務する体制となった。

「障害学生支援機能」とは、全ての障害を対象とし、学生の支援要請という意思表示(Self-Advocacy)を起点に、配慮申請の適格判断(Eligibility)と配慮内容の合理性(Reasonableness)についての障害学生と大学との合意形成を基に、学修・学内環境を調整する支援を指す。支援内容は、精神・発達を含む障害学生支援で最も利用が多い「配慮依頼文の作成」を始め、DRCの伝統でもあるピアサポートによる授業支援(PCテイク、移動支援等)や本学図書館が運営するテキストデータ化システムによる情報保

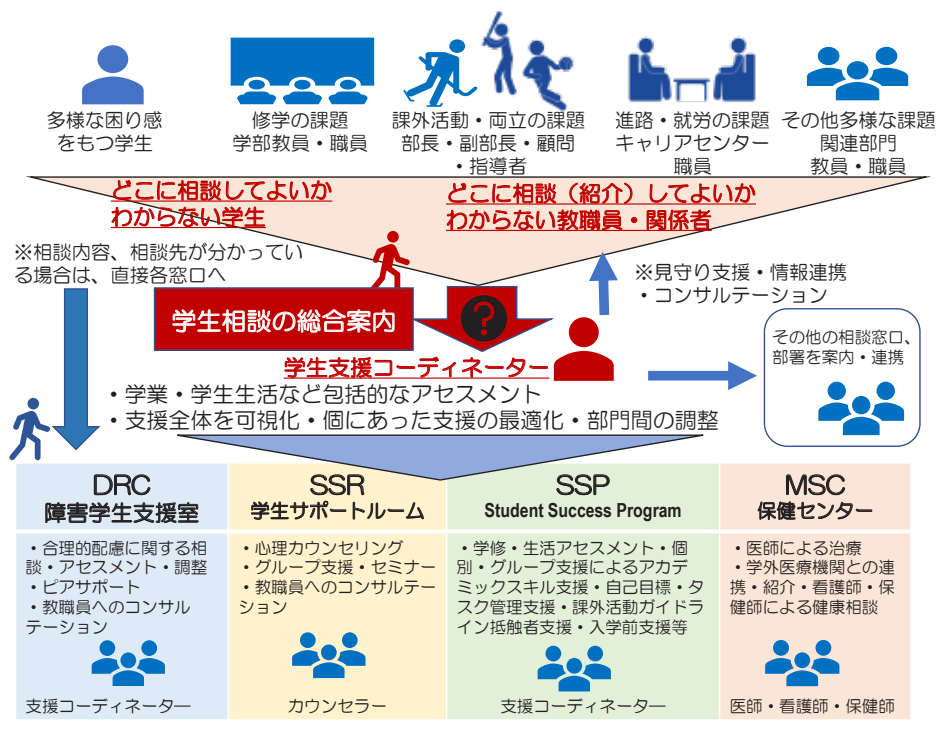
障、UDトークなどのICTを活用した遠隔情報保障など多岐にわたる。就労支援では、キャリアセンターとの共同セミナー企画(例:「キャリアを考える会」)や学外インターンシップへの参画、また、学内インターンシップ企画なども実施。「障害学生等の災害時対応ハンドブック」を出版し、当事者と教職員を対象に個別避難計画書を作成するワークショップ開催など、障害学生のニーズに沿って多様な支援と支援企画の実施を行っている(新型コロナウイルス禍の影響で一部中断有り)。また、インクルーシブな大学創りとして、点字ブロックや多目的トイレ増設など、バリアフリー化の継続的な取り組みに加え、支援技術のICT化やWebアクセシビリティ等の事前的改善措置への取り組みを、教学部、管財課、地域連携課、情報基盤課等、多部署協働で推進することを今後の重要な課題としている。

「コーディネート支援機能」は、「包括的学習者支援体制」の継続目標とSNSの到達点を継承し、その役割は精査され、①学生相談の総合案内(学生の主体的支援活用を促すための学内相談窓口の可視化と包括的なアセスメントによる支援の最適化をコーディネートする支援)、②見守り支援(主体的支援活用が困難な学生へのアウトリーチと周

囲へのコンサルテーションを通して適切な支援に繋ぐ支援)、③調整支援(緊急・危機・事件事故等の予防・介入・事後ケアに対して、学部や複数の部署間でチーム体制を構築し、その調整にあたる支援)の3つに整理された。

フェーズⅡにおける、もう一つのマイルストーンが、Student Success Program(以下、SSP)の開設である。SSPは、2016年度の全学協議会(学生と大学との協議の場)において、学生の要望として提起された「正課・課外を通じた自立と成長の支援プログラムの必要性」に定めるべく、全学生を対象に、学生一人一人が主体的で最大限の学びと成長を目指す(= Student Success)という育成目標を掲げ、学生の目標設定・計画・実行・振り返りを通じた伴走型支援をする支援部門として学生部に2017年開設した。SSPでは、SNSが開発した学修支援手法や支援ツールを継承しつつ、個別支援だけでなく、ピアサポーターによるグループ支援、セミナー(動画配信を含む)等、多様な支援を開発し、支援対象層を大幅に拡大していった。さらに体育会・文化・芸術分野重点クラブへの学業ガイドラインの導入に伴う入学前支援、アセスメント面談、セミナー支援等も実施。

SSPが多様多層な学生のニーズに応える相談窓口の選択肢として加わり、さらに新DRCの「コーディネーター支援機能」が全体を繋ぐ調整を行うことで、R2020で掲げた「包括的学習者支援体制の構築」の目標は、一定の到達点に達した。その全体像を図2に示す。



[図2] 包括的学習者支援体制と学生支援コーディネーター

学生支援専門部門として新DRC、SSR、SSP、MSCが全て学生部に集約されたことで連携体制が一層強化され、各支援部門と学生支援コーディネーターの役割・機能が明確に整理されたことで、それぞれの専門性の高度化に繋がった。

こうした学内の支援体制を、学生や教職員にわかりやすく可視化するために、「学生相談の総合案内」というHPを開設した。このHPには、学内の相談窓口が案内されるが、どの窓口が最も適かわからない場合のために、包括的なアクセスメントや個人にあった支援の最適化をする学生支援コーディネーターへのリンクも設けられている。また、本学の英語基



[図3] 学生相談の総合案内のHP

準学部・学科の国際学生や多くの留学生に英語による支援と情報提供を保障するため、このHPとここから繋がる全ての相談窓口のHPを日本語と英語の2言語で完備した(図3および参考URLを参照)。

3 さらなる多様性と包摂へ

本学は2021年度から新たな学園ビジョンを掲げた中期計画に取り組んでおり、学生支援はフェーズⅢに移行している。その学園ビジョンの政策目標の一つである「ダイバーシティ&インクルージョン(以下、D&I)を実現する学園」に向けて、学校法人立命館にD&I推進室が開設され、総長声明とともに基本理念と方針が明言化された。今後の「包括的学習者支援」は、あらゆる多様性を前提として、再構築に取り掛かることとなる。例えば、障害を持つ留学生の学修支援や就労支援、また、性の多様性を理解したアスリートへの支援など、無限の多様性を前提として、「学生一人一人のStudent Successを目指す」という育成目標を共有し、教育学部、学生部、国際部、キャリア部などが組織を超えた高度な連携とコーディネート

を実現していくことが求められる。

おわりに

昨年末、京都大学の村田淳先生を講師に迎え、立命館教職員対象に法改正に伴う合理的配慮の義務化を学ぶオンラインセミナーをD&I推進室と学生部で共催した。さまざまな学部や部署から100名以上が参加し、高い関心が寄せられた。本学では、学園ビジョンの策定や学生支援等のあらゆる政策において、全学議論や全学協議会など、全ての構成員による合意形成のプロセスが重視される。このオール立命館の文化は、今後さらなる多様性と包摂を目指す上で、本学の強みとなると考えられる。

【参考】

学生相談の総合案内

<http://www.ritsumei.ac.jp/drc/sougou/>

立命館高等教育研究(19)「2019年」特集 立命館の包括的学習者支援の取組」：学生部学生支援(SNS、DRRC、SSP、SSRを含む)に関する論文集となっています。

ご関心のある方は是非お読みください。

変えないために変えていく

山田 康裕

立教大学経済学部教授
しょうがい学生支援室長

本学では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定される以前から、しょうがいのある学生に対する支援に取り組んできた。本学の支援体制について特筆すべきは、「しょうがいしゃ(学生・教職員) 支援ネットワーク」(以下、支援NWという)という組織であろう。当該支援NWは、しょうがいのある学生・教職員の学生生活上または職務上の不便を軽減するため、関連する大学内の各組織間の連絡および調整を図ることを目的としたものである。

本学でいう「しょうがい学生支援室」(以下、支援室という)のような組織がしょうがいのある学生に対する支援を行うと考えるのが一般的であろう。たしかに本学でも支援室がしょうがいのある学生に対する支援を行っていく上で

重要な役割を担っていることは間違いないが、かかる支援は支援室だけでなく全学的に各部局がそれぞれの職能に応じて行っていくべきものと考えられている。この各部局による支援の情報共有や調整を行うための組織が上述の支援NWである。したがって、支援NWは教務部・学生部・人事部などの事務組織、図書館・診療所(大学保健室)・学生相談所、各学部など、さまざまな部局から構成されている。かかる支援NWの任務としては、(1)しょうがいしゃ(学生・教職員)支援にかかわる基本方針の策定、(2)しょうがいしゃ(学生・教職員)に対する学生生活上または職務上必要な支援、(3)しょうがい学生の修学および学生生活上の支援にかかわる実施計画の策定、(4)しょうがい学生の修学および学生生活上にかかわる指導助言、(5)しょうがいしゃ支援にかかわる環境(施設、設備および備品)の維持、点検および整備ならびにその提案、(6)しょうがいへの理解を広めるための資料収集と学内の関係部署との連絡および調整といったことが想定されている。

原則として年3回、支援NWのそれぞれの代表者が集まり支援ネットワーク会議が催される。当該会議では、各部局における支援活動についての報告や意見交換が行われる。

以上が支援NWについての概要であるが、次に、本学におけるしょうがい学生支援をめぐる最近の大きな動きとして、「立教大学しょうがい学生支援方針」およびしょうがい学生支援GUIDE BOOKの改定について紹介しよう。本学は2011年12月に「立教大学しょうがい学生支援方針」を定めた。その後、周知のとおり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定、施行、さらには改正され、大学におけるしょうがいしゃ支援を取り巻く環境は変化した。かかる変化をうけて、内容を更新するとともに、表現を簡潔にして伝えたいことをより明確化したのが、今般(2021年4月)の改定である。当該支援方針の改定に伴い、しょうがい学生支援GUIDE BOOKの改定も行われた。当該GUIDE BOOKでは、支援実施までの流れ、しょうがい学生への配慮、誰もができる日常的な支援の例などについてイラストを交えてわかりやすく解説されており、しょうがいのある学生が本学における支援の概要を知るのに役立つだけでなく、教職員やしょうがいのない学生にとっても参考になる内容となっている。

最後に、今後の展望という意味で、「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック(仮称)」の作成の取り組みについ

て紹介したい。近年、支援対象となる学生数は増加してきているとはいえず、しょうがい自体を自覚していなかったり自覚はあっても支援申請をしていなかったりといった理由で支援対象とはなっていない潜在的な支援対象者の数はまだまだ多いと推測される。このような学生は日々の授業のなかで何らかの学習上の困難を抱えているものと思われる。さらには、しょうがい学生を支援するなかで培われてきたさまざまな工夫は、しょうがいのない学生にとっても授業を受けやすくする効果を持つていると思われる。このようなことから、これまで培われてきたさまざまな工夫を全教職員が共有し、すべての授業をユニバーサルデザイン化することの意義は大きいと考えられるのである。このような意図のもと、専門知識を持つ教員や関連の深い部局の職員から成るワーキンググループを立ち上げ、「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック(仮称)」の策定を現在進めている。

ここで取り上げたものは、本学における支援活動のごく一部にすぎないが、これまでの歴史に裏付けられた支援の姿勢を変えないために、支援としてできること、またやるべきことは何かを考え、支援の在り方を変えていくよう取り組んでいるところである。

コロナ禍における 障害学生支援

村田 淳

京都大学学生総合支援センター准教授

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、コロナ）が日本社会に影響を及ぼして2年が経った。大学等の高等教育機関への影響は、2020年2～3月にかけて拡大し、卒業式等が中止されたりしたことがはじまりだろうか。その後、2020年4月には緊急事態宣言が発令されて、大学の対応についてもより強くその必要性が生じ、そして長期にわたつての対応になることの現実が浮き彫りになった。

当然ながら、多くの学生と同様にその渦中には障害のある学生（以下、障害学生）も含まれており、各大学ではコロナ禍における障害学生への修学支援（以下、障害学生支援）を模

索・実施していくこととなる。本稿においては、一大学としてのコロナ禍における対応を切り口として、障害学生支援分野で生じた出来事や対応等について述べていくことにする。

1 障害学生支援の現場で起きたこと

コロナの影響は大学全体を巻き込んだということは言うまでもない。最初の緊急事態宣言下においては、多くの大学で休講措置がとられたり、その間にオンライン授業等への対応が急速に進められたりした。このような大きなかつ急激な変化の中では、多数派であるニーズを意識して大学組織としての対応を進めざるを得ない現実があり、少数派であるニーズが二の次になったという構図が生じていただろう。障害学生もまた、学生によってはこの少数派に含まれていたことも少なくない。つまり、「みんなが大変」という事実が、障害学生のニーズや必要な修学支援を矮小化してしまったということは否めない。

もちろん、障害学生支援は大学におけるインフラ的機能のひとつであり、全体から見れば少数派であったとしても権利保障の観点が失われることは避けなければいけな

い。これは、障害者権利条約や障害者差別解消法といった法制度の背景、そして、教育機関としての普遍的な理念・価値観としても確保しなければいけないことである。しかしながら、このような大学としてのインフラ機能がコロナ禍において十分に確保されてきたのだろうか。

また、障害学生支援の最前線では、所謂コーディネーターと呼ばれる存在の専門性や経験値、ノウハウやリソースの蓄積、そして繰り返し生じるイレギュラーな状況に対応するアイデアと実行力が試される状況となった。自らもコロナ禍に巻き込まれながらも、障害学生支援という権利保障に携わる者としての対応は、筆者としてもその覚悟を再度確認する機会になったと考えている。

また、障害学生のニーズは必ずしも修学支援（合理的配慮等）に限られるわけではない。あくまで個別具体的なケースによって異なるが、学生によってはメンタルヘルスへの対応が生じることも珍しくない。発達障害や精神疾患等の場合であれば、むしろ、障害学生支援の部署よりも学生相談や保健管理等の部署のほうが多くのニーズを把握しているというのが一般的である。コロナ禍においては、メンタルヘルスの課題も多くの大学における重要な課題で

あっただろう。筆者の現場においても、困難さや支援の必要性が複雑化している障害学生は少なくなかった。

2 コロナ禍における障害学生支援 —組織としての対応

本節では、コロナ禍の障害学生支援部署における対応について、特に組織的な対応の視点から述べることにする。まず、支援部署の対応としては、インフラ的機能である障害学生支援を安定的に機能させるために、スタッフの勤務について、チーム編成の検討やテレワークの導入、また業務遂行をスムーズにするための各種ツールの導入など、早期に対応した。つまり、支援をどうするかという以前に、マネジメント的な対応が必要になったということである。

マネジメント的な対応で基盤を整えた上で、合理的配慮等の修学支援を行うことになるが、その中心になったのはオンライン授業下における障害学生への対応である。合理的配慮は、社会モデルとしての障害（社会的障壁）に対するアプローチであるため、社会的障壁を生み出す環境的要因等が変化すれば、合理的配慮のあり方そのものも

変化する。オンライン授業への変更とは、すなわち授業を履修する上での環境の変化であることから、合理的配慮についても再検討・再構築しなければいけないという必要性が生じたということになる。この変化は障害学生自身の戸惑いに加えて、障害学生支援部署にも大きな影響を及ぼした。実際に、筆者がディレクターを務めている障害学生支援に関する相談窓口等の事業を実施する「高等教育アクセシビリティプラットフォーム・HEAP^{※1}」には、多くの大学からオンライン授業における合理的配慮に関する相談が寄せられた。

また、合理的配慮とは実際の教育現場でのアプローチとなることから、直接関係する授業担当教員との連携は欠かせない。当然ながら、障害に関する理解も必要であり、昨今では障害学生支援に関する研修を実施している大学も少なくない。筆者の大学においてもそれは同様であり、一年間のうちに複数回の研修を実施しているが、既存の研修ではオンライン授業を想定した研修内容にはなっていないかったため、オンライン授業の開始にあたって、急遽、全学向けの研修(オンライン)を実施することとした。研修内容としては、オンライン授業における障害学生の

ニーズや支援の実態、また授業方法や教材作成に関する総合的なアクセシビリティの観点についてであり、個別具体的な合理的配慮の基礎となる理解を求めた。その段階において、決して十分な内容と評価できるものではなかったと考えているが、大学全体が混乱するなかで矮小化していた障害学生の存在を伝えるには不可欠な機会であったと考えている。

また、大学のオンライン化にあたっては、オンライン授業のみならず、各種オンラインツールの活用が急速に促進された。特に、LMS(Learning Management System)等の活用がこれまで以上に広まったと思われる、それは本学においても例外ではない。ただし、このようなシステムのアクセシビリティが十分に確保されていないという課題が生じたのも事実である。しかしながら、前節で述べたように、組織全体としての大きな動きのなかでこのようなニーズへの対応が二の次になってしまったということも生じていた。本学においても本質的な対応ではなく、人的なサポート等により、このような課題をクリアしていたという実態がある。

さらに、各種合理的配慮を提供するための様々なリソースの確保も、障害学生支援部署の大きな課題であったとい

える。当然ながら、これまでのリソースは対面授業を想定したものであり、それらがオンライン授業でも問題なく機能するかは別の問題である。もちろん、応用できるリソースも少なくないが、例えば、聴覚障害のある学生に対する情報保障（文字通訳等）については、オンライン授業に合わせて支援の提供方法を再構築する必要性が生じた。

3 コロナ禍における障害学生支援 ―障害学生との関わり

前節で述べた組織的な対応をベースにした上で、本節では障害学生との直接的な関わりについて述べることにする。前述したとおり、オンライン授業によって環境的要因が変化したことにより、新入生のみならず、個々の学生について一から面談等によりニーズを把握する必要性が生じた。

学生によっては、オンライン授業への変更が自分自身の障害特性にとってポジティブなものであった学生もいた。例えば、移動に困難のある学生などにとっては、オンラインという選択肢は自らの負荷を直接的に下げるものとなったわけである。また、オンラインの中でもオンデマンド型で

開講された授業の場合は、学生それぞれが自分自身の体調や活動しやすい時間帯に合わせて受講することが可能になったことに加えて、繰り返し閲覧することも可能になり、このような変化もポジティブな変化のひとつと言えるだろう。

一方で、オンライン授業になったことで受講方法や支援方法の見直しを迫られた障害学生にとっては、このような環境の変化への対応は簡単なものではなかった。特に、教育・学習環境、つまり授業方法やシステムが安定しないということは、そこから生じる社会的障壁も常に変化することを意味しており、合理的配慮の検討・提供にあたって必要となるアセスメントやモニタリング等を何度も繰り返すことになる。さらに、対面授業の時には生じていなかった困難（潜在的であったニーズ）が、新たに生じた学生も多く把握された。筆者の支援部署においても、オンライン授業が開始したことによって、そこで生じた社会的障壁を主訴とした新規相談が増加し、その傾向は現段階でも続いている。オンライン授業という大きな変化のなかにおいて、支援ニーズが小さくなった障害学生と大きくなった学生、そして新たな障害学生が把握されたということである。

また、障害学生との対話のベースとなる面談場面においても、オンライン化による変化が生じていた。もちろん、障害特性によつては最初からオンラインで面談することの難しさが生じた学生も存在していたため、その場合はエッセンシャルなものと位置づけて感染予防対策を最大限に講じたなかで対面での面談を実施していたケースもある。その後、必要となる感染予防対策が一般化したり、対面授業が再開されて大学に学生が戻ったりするようになってからは、対面での面談も一定程度実施されていくことになる。

オンライン面談のメリットは、場所や移動の制約がなくなるため、例えば、障害学生が下宿先や帰省先においても面談を行うことができるという点である。このようなメリットは、休学者やあまり大学に足を運ぶことができない学生とのやりとりにおいて有効になるだろう。

一方で、オンライン面談では、面談前後の関係性が希薄になってしまふといった側面がある。また、オンラインでも面談場面での対話的なコミュニケーションは可能になるものの、非言語のコミュニケーションやアセスメントが難しいといった課題も生じていた。特に、新規の障害学生との相談（インタビュー）においては、支援者との関係性を構築する

難しさを感じていた。

さらに、学生自身としても「(おそらく)困ってはいるものの、それが障害特性上の困難さとして相談するに値する困りごとなのか」といった点で混乱が生じていたように思われる。実際に筆者が相談をうけた学生のなかでも、「皆がどれくらい対応できているのかわからないし、皆も困っているかも知れないから、自分の困りごとについて相談すべきことなのかどうかわからなかった」という学生も複数名にのぼった。オンライン化においては、学生が孤立した学習環境に身を置くことになったため、周囲の様子かわからず、本来であれば相対的に発見できていたようなニーズに気がつきにくい、またはそれを表出しにくいといったことが生じていたようである。

4 コロナ禍の障害学生支援を記録する

ここまで、コロナ禍における障害学生支援の対応について、一大学の支援現場での対応を切り口として述べてきた。ただ、様々な地域や大学におけるコロナ禍での障害学生支援が全て同じような状況ではなかったと考えている。

筆者としては、様々な状況があることを前提として、そこに存在する障害学生や支援担当者が何を考えて、どのような行動をしてきたのか、またそこで感じたことはどのようなことだったのかを記録し、未来に残す必要があると考えた。具体的には、前述したHEAPの活動の一環として、様々な大学の障害学生や支援担当者の実態を取材し、さらに専門家の意見等もとりにれたウェブマガジン「コロナと障害学生^{※2}」を作成することにした。

本ウェブマガジンでは、社会全体や大学が難しい状況に直面するなかでも、手探りで障害学生が学生生活をおくったり、支援担当者が障害学生支援を維持しようとしていたりしている姿を切り取っている。「もう無理かもしれない」といった切実な声もあれば、「むしろ改めて問いなおすような機会になった」という声もある。また、コロナ禍において生じている状況を、これまでの障害分野が経験してきたこと、またすでに障害分野で語られているようなこととリンクさせて考えていくようなコメントも少なくない。本稿において内容を十分に紹介することは難しいが、この間の障害学生支援についてよりリアルな状況を知るための情報として参照していただければ幸いである。

おわりに

大学として、コロナ禍においても障害学生支援を十分に確保しなければいけないという前提で、本稿では様々な実態等を述べてきたが、実際にはコロナ禍における対応以前に、まだ学内の障害学生支援が十分ではないという状況が、全国の大学で起こっている実態であり、残念ながら本学においてもその課題は同様であると考えている。本稿が、コロナ禍であるかどうかにかかわらず、大学としての責任や障害学生の権利保障のあり方について、再度確認する機会になっていれば幸いである。

※1 「高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP: Higher Education Accessibility Platform)」は、2017年度から京都大学において実施している障害学生支援に関するプロジェクト。2017～2019年度の「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業(文部科学省)」、2020～2023年度の「障害のある学生の修学・就職支援促進事業(文部科学省)」の補助事業として採択。
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/>

※2 HEAPの活動の一環として、コロナ禍の大学における障害学生のことを綴った全9回のウェブマガジン。障害学生や支援担当者ら20人へのヒアリング、さらに3人の専門家へのインタビューをまとめた記事。
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/corona/>

オンライン授業下の 聴覚障がい学生支援

西出 稔行

早稲田大学スチューデントダイバーシティセンター
障がい学生支援担当課長

1 本学の障がい学生の支援登録状況

早稲田大学障がい学生支援室に支援利用登録をしている学生は、2021年度現在、身体障がい学生39名(内訳…視覚障がい4名、聴覚・言語障がい15名、肢体不自由・内部疾患20名)、また発達障がい学生92名となっている。

本学において、障がい学生支援室への登録学生の大きな特徴としては、①身体障がい学生の中では聴覚・言語障がいの学生の割合が高い、②発達障がい学生の支援登録が年々増加傾向にある、といった点にあると考えられるが、本稿ではその中で、聴覚障がい学生への授業支援につ

いて記載したい。

2 コロナ状況下における本学の授業

新型コロナウイルスの状況下となった2020年度、本学では、春学期は全科目オンライン授業にて授業を実施し、また同年秋学期も一部の授業にて対面授業を再開したものの、多くの授業がオンライン配信にて展開された。

2021年度に入り、ハイブリッド型授業を取り入れる工夫をしつつ、約7割を対面授業にて実施という大学方針のもと授業を実施してきた(ただし障がい学生が受講する科目に限れば、オンライン授業の割合は、もつと多い。これは科目選択により、オンライン形式の授業を選択する場合が多いことが理由と想像される)。

オンライン授業には、リアルタイム配信型、オンデマンド型など様々な方法が各授業において工夫の上、実施されているが、障がい学生への授業支援といった観点では、特に音声への情報保障が必要となる聴覚障がい学生へ、遠隔での情報保障を行うといったことが必要となり、2020年度のオンライン授業導入以来、現在も試行錯誤を繰り返し

ているところである。

3 聴覚障がい学生への授業支援（コロナ以前）

聴覚障がい学生への授業支援として、本学ではコロナ前から、①パソコン通訳、②手話通訳、③音声動画の文字起こし、の3種類を組み合わせて支援を実施してきた。

このなかで特に本学では、①パソコン通訳を情報保障の中心として授業支援を進めてきており、講義形式の授業では支援者を手配できる限りこの方法としてきている。

また②手話通訳は、ゼミなどのディスカッション形式の授業において依頼している。

なお③音声動画の文字起こしは、事前に授業担当教員から教材動画の提供を受け、音声情報をテキスト化しておき、授業当日、聴覚障がい学生には、そのテキストを見ながら授業をうけてもらう形式のもので、授業において、ニュースやドキュメンタリー番組の映像などが使用される場合に、同方法で情報保障を進めてきている。

支援業務を担当するのは、①パソコン通訳、③音声動画の文字起こしは、主に本学の学生（支援学生）で、50名程

度の学生が支援に従事してくれている。また②手話通訳は、外部の通訳士に都度通訳を依頼している。

このとおり本学が聴覚障がい学生への授業支援について、主としているのはパソコン通訳となるが、これは支援学生が2名1組で連携しながら、講義内容など授業での音声情報を、文字情報として入力していくものとなる。

コロナ以前では、教室内に支援学生と障がい学生が隣り合って座り、障がい学生は、支援学生がPCに入力する画面を直接、覗き込む形で見ながら授業を受けていた。

4 聴覚障がい学生への授業支援（オンライン授業対応）

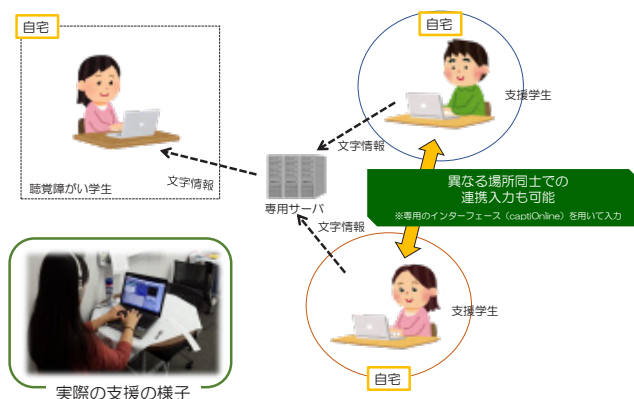
コロナの状況下となった2020年度、オンライン授業が展開されることとなり、これまで実施してきた、聴覚障がい学生と支援学生が教室内に同席してのパソコン通訳といったものが実施できなくなった。

そこで本学で導入したのが、筑波技術大学産業技術学部・若月大輔教授より提供されているcaptiOnlineという、パソコン通訳用の遠隔情報保障システムであった。

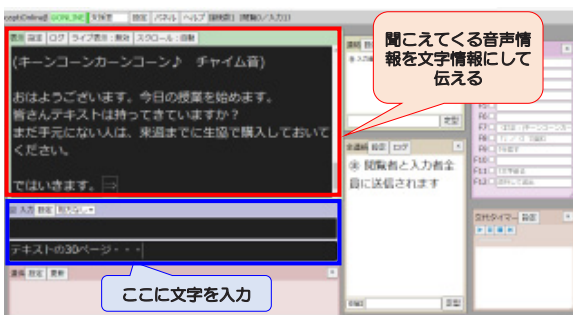
1) captiOnlineの導

入により、障がい学生も支援学生も、それぞれ自宅にいながら、2019年度以前と同じようなパソコン通訳をオンライン上で実施する仕組みを取り入れることができた。

本学でオンライン授業実施の方針が決まったのが、2020年3月中旬、また緊急事態宣言下の休講期間をはさみオンラインで授業再開となったのが同年5月11日という、非常に短期間での準備となったが、本システムを導入することで、授業再開までに遠隔パソコン通訳実施の方法を整備



[図 1] 遠隔パソコン通訳の方法(コロナ以降)



[図 2] 遠隔パソコン通訳者の入力画面(captiOnline)

することができたといえる。

ただし実際には、障がい学生も支援学生も初めて使用するシステムであること、また障がい学生と支援学生、連携入力を行う2名の支援学生、またそれをコーディネートする障がい学生支援室スタッフもそれぞれ離れた場所にいる状況下において、マニュアルの準備、事前説明、チャットを通じたコミュニケーションなど、思い返しても綱渡りでの授業支援の準備であった。

コロナに対する緊張感・不安感が非常に高かったこの時期に、積極的に協力をしてくれた支援学生には、今も感謝をしてもしきれない気持ちでいる。

5 聴覚障がい学生への授業支援 (コロナ後の対面授業)

前述のように、本学では2020年度秋学期以降、対面授業が一部再開してきているが、その場合、原則授業のオンライン配信は実施されないため、パソコン通訳においては、以前のように支援学生自身も授業教室に同席することが必要となった。

この場合も、ソーシャルディスプレイ確保の観点から支援学生と障がい学生は同じ教室内にいながら、captiOnlineを通じてパソコン通訳を行うことで、障がい学生と支援学生が隣り合って座る必要がないよう工夫をしている。

6 オンライン授業におけるパソコン通訳の課題

このように、ここまで走りながら支援方法を確立していった遠隔パソコン通訳による情報保障であるが、引き続き抱える課題も多い。

特に大きな課題といえるのが、学生間のコミュニケーションである。

障がい学生と支援学生の関わりが、オンライン上でのコミュニケーションのみとなることから、チャットでの挨拶等は交わされるものの、やはりそこに希薄さは生じざるを得ない。直接対面にて日ごろの支援のお礼を言いたいという障がい学生の声も強く、また支援学生からも、自身の支援が障がい学生の受講に活かされているのかの実感を持ちにくいという声もよく聞こえる。特に後者は、支援学生

のモチベーションにつながる部分であり、解決しなければならぬ大きな課題であるため、2021年度から、これまで年2回実施してきた障がい学生と支援学生の交流会に加え、オンラインイベントであるが、Zoomでのランチ会（例：学年会や、障がい学生Aさんと語る会などのミニ交流会）を企画してきている。

またハイブリッド型の授業が数多く展開されるなかで、対面授業とオンライン授業のスケジュール管理を、障がい学生支援室スタッフが正確に行っていく困難さも日々感じている。

加えて、支援学生の体調不良等による急な支援欠席の場合、特に対面授業での支援においては、同時にキャンパス内に来ている学生が、コロナ以前に比較し少ない状況から、代替者の手配が非常に困難となっている。

オンライン授業下での遠隔による情報保障の実施は、本学でも、また他大学でも開始して日が浅い状況のなか、他私大の障がい学生支援室とも連携し、ノウハウを蓄積していくことが重要と考えているところである。